

# くらしの情報

お知らせ

## 農業委員会からのお知らせ

### ■新篠津村内における農家戸数等について

近年の新篠津村内における農家戸数等の推移をお知らせします。

#### ○農業従事人口 (単位：人)

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
男	447	445	444	446	437	429
女	400	395	393	393	385	376
合計	847	840	837	839	822	805

#### ○農家戸数 (単位：戸)

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
戸数	279	276	273	267	263	257

#### ○経営耕地規模別農家戸数 (単位：戸)

規 模	戸 数		
	H25	H26	H27
9.99 ha以下	35	34	31
10.00～19.99 ha	121	113	107
20.00～29.99 ha	85	87	89
30.00～39.99 ha	20	23	24
40.00～49.99 ha	3	2	2
50.00 ha以上	3	4	4
合 計	267	263	257

### ■新篠津村内における賃借料情報について

平成26年11月から平成27年10月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりとなりますので、契約の参考にしてください。

農地区分	地域	平均額	最高額	最低額
田	村内全域	15,250円	18,000円	13,000円
畑		5,500円	8,000円	4,000円

### ■農地転用(農地法第4条・第5条)について

農地に住宅や格納庫を建設する(農地の転用)ときは、農地法第4条、または第5条の許可が必要となります。

#### ●農地の転用とは？

農地を農地以外のものにすることで、例えば住宅や農業用施設、道路などの用地に転換することです。

#### ●なぜ許可が必要？

人々の生存に欠かせない食料の生産基盤である農地は、大切に守っていく必要があります。農業生産のための優良な農地の確保と農業以外の農地利用を調整し、計画的な土地利用を推進するため、農地の転用には農地法の許可が必要となっています。

#### ●農地を転用する場合は？

農地を転用する場合、北海道知事または農林水産大臣の許可が必要です。

申請から許可までは、新篠津村農業委員会の審議や北海道農業会議の諮問などを経るため、概ね2カ月程度の期間が必要となり、更に農業振興地域の計画の除外に概ね2カ月、合わせて最大4カ月程度掛かる場合がありますので、農地転用の計画がある場合はお早めに農業委員会までご相談ください。

なお、農地の転用の総事業面積が200㎡以下の場合については、許可の必要はありませんが、農地台帳の管理、農業振興地域の計画の変更等の手続が必要ですので、農地を転用する際は必ずご連絡ください。

○問合せ先／農業委員会事務局 ☎57-2111 (内線434)

